

小牧岩倉衛生組合環境センターごみ処理施設更新に係る
環境影響評価準備書に対する知事意見

はじめに

都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討し、その結果を環境影響評価書に記載する必要がある。また、事業者は、同評価書に記載される内容に従って環境保全に十分に配慮する必要がある。

1 共通事項

- (1) 事業の実施に当たっては、環境保全対策に関する最善の技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- (2) 環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講じること。

2 大気質、騒音

- (1) 大気質の予測においては、現地地形の起伏を反映するため使用した三次元マスコンモデルや移流パフモデル等による予測結果とともに、その計算過程をわかりやすく記載すること。
- (2) 工事用車両及び廃棄物等運搬車両が走行する道路沿道では、現状で道路交通騒音の環境基準値を超えている地点があることから、工事の実施及び施設の供用に当たっては、沿道環境への影響を低減するため、低公害型車両の積極的な導入、走行車両台数の平準化や抑制を図るなど環境保全措置を徹底すること。
- (3) ごみ焼却施設の稼働に当たっては、投入ごみ量及び燃焼温度の管理、排出ガス中の大気汚染物質濃度の定期的な測定等による適切な運転管理を徹底することにより、大気環境への影響を可能な限り低減すること。

3 水質

工事の実施に当たっては、降雨による濁水の流出防止のため、沈砂池の^{しゅんせつ}浚渫を適宜行うなど維持管理を適切に実施するとともに、流出水の濁りの状況を把握し、必要に応じて適切な措置を講じること。

4 動物、植物、生態系

- (1) 鳥類については、猛禽類の調査結果を他の鳥類とは別に整理し記載すること。また、猛禽類以外の調査結果は、鳥類の季節行動の時期を踏まえて整理するとともに、ラインセンサス法及びポイントセンサス法の結果においては、調査範囲の個体密度及び周辺植生等の環境図を記載すること。
- (2) オオタカについては、事業実施区域周辺で繁殖を示唆する誇示飛翔が確認されている。本事業計画では新たな土地開発を行わないことから、専門家の指導や助言を得ながら、繁殖期及び非繁殖期において事後調査を実施すること。また、事後調査結果を踏まえながら、オオタカの繁殖に影響を生じさせないよう騒音等に配慮して工事を進めること。
- (3) 植物については、事業実施区域の北東側の湿地にトウカイコモウセンゴケ群落が存在していることから、工事の実施に当たっては、湿地の状況を把握し、必要に応じて適切な措置を講じること。
- (4) 植栽する草木については、周辺植生に配慮するため専門家の指導や助言を得ながら選定すること。

5 景観

- (1) 囲繞^{いによう}景観については、設置を予定する調整池周囲の転落防止用フェンス等の景観要素を加えて予測、評価を行うこと。
- (2) 新設するごみ焼却施設の擁壁を緑化する場合は、早期の緑化が可能となる工法等を採用すること。

6 人と自然との触れ合いの活動の場

人と自然との触れ合いの活動の場については、事業実施区域の北東側の敷地境界付近で行う工事箇所が「ふれあいの森」への経路と重なることから、その影響を含めて予測、評価を行うこと。

7 廃棄物等

ごみ焼却施設の稼働に伴って発生する溶融スラグについては、積極的な有効利用を図ること。

8 温室効果ガス等

ごみ焼却施設の稼働に当たっては、温室効果ガスの発生抑制の観点から、高効率な発電施設の導入や余熱の有効利用に加え、副資材として用いるコークスの使用量を減少させる適切な運転管理を徹底すること。

9 その他

- (1) 環境影響評価書の作成に当たっては、住民などにわかりやすい内容となるよう努めること。
- (2) 事業実施に当たっては、住民などからの環境に関する要望などに対して、適切な対応を図ること。